



# 山形県公報

令和3年4月9日(金)  
第195号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……395
- 同……………(同) ……396
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………(同) ……397
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工産業政策課) ……同
- 同……………(同) ……399
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(中小企業・創業支援課) ……400
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………(同) ……401
- 山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日……………(文化振興・文化財活用課) ……404
- 山形県総合文化芸術館の利用料金……………(同) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……405
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……406
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(同) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(最上総合支庁建設総務課) ……407
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……408

## 告 示

### 山形県告示第317号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社三友医療               | 訪問看護事業所シャンティさんゆう<br>米沢市西大通二丁目2番30号 | 訪 問 看 護 | 令和 3. 3. 28 |

**山形県告示第318号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日   |
|--------------------|-----------------------------------|---------|---------|
| 株式会社べにばな福祉会        | ヘルパーステーションのどか<br>東置賜郡高島町高島173番地の2 | 訪問介護    | 令和3.4.1 |
| 先咲安心サポート株式会社       | レッツ倶楽部米沢徳町<br>米沢市徳町225番地の1        | 通所介護    | 同       |
| 株式会社べにばな福祉会        | デイサービス歩夢<br>東置賜郡高島町高島173番地の2      | 通所介護    | 同       |

**山形県告示第319号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 指定年月日    |
|----------------------|------------------------------------|----------|----------|
| 株式会社三友医療             | 訪問看護事業所シャンティさんゆう<br>米沢市西大通二丁目2番30号 | 介護予防訪問看護 | 令和3.3.28 |

**山形県告示第320号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 指定年月日   |
|--------------------|------------------------------------|----------|---------|
| 社会福祉法人酒田福祉会        | デイサービス グラン<br>酒田市新橋三丁目1番地の1        | 通所介護     | 令和3.4.1 |
| 社会福祉法人酒田福祉会        | ショートステイ グランパ・グランマ<br>酒田市新橋三丁目1番地の1 | 短期入所生活介護 | 同       |

**山形県告示第321号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類      | 指定年月日   |
|----------------------|------------------------------------|--------------|---------|
| 社会福祉法人酒田福祉会          | ショートステイ グランパ・グランマ<br>酒田市新橋三丁目1番地の1 | 介護予防短期入所生活介護 | 令和3.4.1 |

山形県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人花の会<br>鶴岡市若葉町15番5号     | 手づくりクッキーおからや<br>鶴岡市若葉町15番5号 | 自立訓練（生活訓練）  | 令和 3. 3. 31 |
| 社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会<br>酒田市緑町14番16号 | 障害者支援事業所あすなろ<br>酒田市緑町14番16号 | 自立訓練（生活訓練）  | 同           |

山形県告示第323号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                 | 検査期日                     |                        | 検査場所                 | 検査を実施する<br>指定定期検査機関の名称 |           |
|-------|-------------------------------|--------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|-----------|
| 米 沢 市 | 計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり | 令和3年6月1日                 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 東部コミュニティセンター         | 一般社団法人<br>山形県計量協会      |           |
|       |                               | 同                        | 午後1時から<br>午後2時まで       | 上郷コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同                        | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで | 万世コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月2日                    | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 三沢コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同                        | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 南原コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月3日                    | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 窪田コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月4日                    | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 西部コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月7日                    | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 南部コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月8日                    | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 北部コミュニティセンター         |                        |           |
|       |                               | 同 月9日                    | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 米 沢 市 営 プ ー ル        |                        |           |
|       |                               | 山 辺 町                    | 同 月10日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで |                        | 中 央 公 民 館 |
|       |                               | 中 山 町                    | 同 月11日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで |                        | 中 山 町 役 場 |
| 西 川 町 | 同 月14日                        | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 西川町役場大井沢支所             |                      |                        |           |
|       | 同                             | 午後1時から<br>午後3時まで         | 西 川 町 役 場              |                      |                        |           |

|     |     |                      |                         |              |
|-----|-----|----------------------|-------------------------|--------------|
| 朝日町 | 同   | 月15日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 朝日町開発センター    |
| 大江町 | 同   | 月16日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 大江町民ふれあい会館   |
| 河北町 | 同   | 月17日                 | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 溝延研修センター     |
|     | 同   |                      | 午後1時から<br>午後2時まで        | 農村環境改善センター   |
| 酒田市 | 同   | 月18日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 河北町民体育館      |
|     | 同   | 月21日                 | 午後1時から<br>午後3時まで        | 平田総合支所       |
|     | 同   | 月22日                 | 午前11時から<br>正午まで         | 定期船飛島勝浦港発着所  |
|     | 同   | 月23日                 | 午後1時から<br>午後4時まで        | 八幡総合支所       |
|     | 同   | 月24日                 | 午前9時30分から<br>午前11時30分まで | 広野コミュニティセンター |
|     | 同   | 同                    | 午後1時30分から<br>午後4時まで     | 松山農村環境改善センター |
|     | 同   | 月25日                 | 午前9時30分から<br>午後3時まで     | 酒田市総合文化センター  |
|     | 同   | 月28日                 | 午後1時から<br>午後4時まで        |              |
|     | 同   | 月29日                 | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |              |
|     | 同   | 月30日                 | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |              |
|     | 同   | 年7月1日                | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |              |
|     | 同   | 月2日                  | 午前9時30分から<br>午後3時まで     |              |
| 遊佐町 | 同   | 月5日                  | 午後1時から<br>午後3時30分まで     | 吹浦まちづくりセンター  |
| 川西町 | 同   | 月6日                  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 遊佐町民体育館      |
|     | 同   | 月7日                  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 川西町民総合体育館    |
| 同   | 月8日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで |                         |              |
| 高畠町 | 同   | 月12日                 | 午前10時から<br>正午まで         | 糠野目生涯学習センター  |
|     | 同   | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時まで     | 和田地区公民館      |
|     | 同   | 月13日                 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 中央公民館        |

|       |   |       |                         |                              |
|-------|---|-------|-------------------------|------------------------------|
| 南 陽 市 | 同 | 月15日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 南陽市勤労者総合福祉<br>センター           |
|       | 同 | 月16日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | (ワトワセンター南<br>陽)              |
|       | 同 | 月19日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 南陽市防災センター                    |
|       | 同 | 月20日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | ( 沖 郷 公 民 館 )                |
| 上 山 市 | 同 | 月26日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 上 山 市 役 所<br>( 南 側 車 庫 棟 前 ) |
|       | 同 | 月27日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |
|       | 同 | 月28日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |
| 小 国 町 | 同 | 年8月4日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 小 国 町 役 場<br>( 東 側 駐 車 場 )   |
| 飯 豊 町 | 同 | 月5日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 飯豊町町民総合セン<br>ター              |
| 白 鷹 町 | 同 | 月6日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 白 鷹 町 役 場<br>(スクールバス車庫)      |
| 寒河江市  | 同 | 月17日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 西 部 地 区 公 民 館                |
|       | 同 | 月18日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 寒 河 江 市 役 所<br>( 重 機 車 庫 前 ) |
|       | 同 | 月19日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |
|       | 同 | 月20日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |
| 長 井 市 | 同 | 月25日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 長井市役所（新庁舎）<br>車庫             |
|       | 同 | 月26日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |
|       | 同 | 月27日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                              |

山形県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                                          | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 令和3年6月1日から<br>同 年12月24日まで<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 酒 田 市 |                                               |                                               |                                             |                            |
| 寒河江市  |                                               |                                               |                                             |                            |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 上山市 |  |  |  |
| 長井市 |  |  |  |
| 南陽市 |  |  |  |
| 山辺町 |  |  |  |
| 中山町 |  |  |  |
| 河北町 |  |  |  |
| 西川町 |  |  |  |
| 朝日町 |  |  |  |
| 大江町 |  |  |  |
| 高島町 |  |  |  |
| 川西町 |  |  |  |
| 小国町 |  |  |  |
| 白鷹町 |  |  |  |
| 飯豊町 |  |  |  |
| 遊佐町 |  |  |  |

**山形県告示第325号**

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

| 開館時間         | 休館日                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 午前9時から午後5時まで | 1 日曜日及び土曜日<br>2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>3 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、閉館時間並びに日曜日及び土曜日においても当該施設を利用することができる。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第326号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の利用料金の額

| 種 別 及 び 面 積 |           | 利 用 料 金 の 額 |          |
|-------------|-----------|-------------|----------|
|             |           | 1 月 につ き    | 1 日 につ き |
| 研究開発室       | 40平方メートル  | 104,000円    | 3,400円   |
|             | 68平方メートル  | 176,800円    | 5,800円   |
|             | 81平方メートル  | 210,600円    | 7,000円   |
|             | 135平方メートル | 351,000円    | 11,700円  |
| 新規創業室       | 40平方メートル  | 60,000円     | 2,000円   |
|             | 68平方メートル  | 102,000円    | 3,400円   |
|             | 81平方メートル  | 121,500円    | 4,000円   |
|             | 135平方メートル | 202,500円    | 6,700円   |
| 指定駐車場       | 12平方メートル  | 3,000円      | 100円     |

備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室（以下「研究開発室等」という。）の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ロ 研究開発室及び新規創業室の利用料金の額の特例

研究開発室等の使用の許可を受けた者が次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当する場合の利用料金の額は、研究開発室等（当該許可に係る研究開発室等が複数あるときは、その面積が最大であるもの）の1室分の利用料金に限り、イにかかわらず、同表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる種別及び面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 区 分                                                                                                        | 種 別 及 び 面 積 |           | 利 用 料 金 の 額 |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                                                                                                            |             |           | 1 月 に つ き   | 1 日 に つ き |
| (イ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了の日の翌日から研究開発室の使用の許可を受けて当該研究開発室を使用する場合であって、当該研究開発室の使用を開始した日から2年を経過していないとき。 | 研究開発室       | 40平方メートル  | 77,000円     | 2,500円    |
|                                                                                                            |             | 68平方メートル  | 130,900円    | 4,300円    |
|                                                                                                            |             | 81平方メートル  | 155,925円    | 5,100円    |
|                                                                                                            |             | 135平方メートル | 259,875円    | 8,600円    |
| (ロ) 研究開発室の使用の許可を受けた者が当該研究開発室を使用する場合（(イ)に該当する場合を除く。）                                                        | 研究開発室       | 40平方メートル  | 99,000円     | 3,300円    |
|                                                                                                            |             | 68平方メートル  | 168,300円    | 5,600円    |
|                                                                                                            |             | 81平方メートル  | 200,475円    | 6,600円    |
|                                                                                                            |             | 135平方メートル | 334,125円    | 11,100円   |
| (ハ) 40平方メートルの新規創業室の使用の許可を受けた者であって指定管理者が適当と認めるものが、当該新規創業室を使用する場合であって、当該新規創業室の使用を開始した日から3年を経過していないとき。        | 新規創業室       | 40平方メートル  | 33,000円     | 1,100円    |
| (ニ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が当該新規創業室を使用する場合（(ハ)に該当する場合を除く。）                                                        | 新規創業室       | 40平方メートル  | 55,000円     | 1,800円    |
|                                                                                                            |             | 68平方メートル  | 93,500円     | 3,100円    |
|                                                                                                            |             | 81平方メートル  | 111,375円    | 3,700円    |
|                                                                                                            |             | 135平方メートル | 185,625円    | 6,100円    |

備考

- 1 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室等の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。



ハ 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の利用料金の額

| 種別及び面積 |           | 単 位     | 利 用 料 金 の 額                  |         |
|--------|-----------|---------|------------------------------|---------|
|        |           |         | 休館日以外の日の<br>午前9時から午後<br>5時まで | 左記以外の時間 |
| 多目的ホール | 170平方メートル | 1 時間当たり | 2,200円                       | 5,300円  |
| 視聴覚室   | 135平方メートル |         | 1,800円                       | 4,900円  |
| 会議室    | 81平方メートル  |         | 900円                         | 2,200円  |
|        | 140平方メートル |         | 1,800円                       | 4,400円  |

備考

- 1 140平方メートルの会議室を半面のみ使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

(2) 設備

| 区 分   |              | 単 位     | 金 額                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出力設備  | デジタルフルカラー複写機 | 1 枚当たり  | カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円                                                                                                                                           |
|       | 大型紙対応カラープリンタ |         | 日本産業規格B0の用紙を用いる場合にあっては2,700円<br>(大学の学生、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者(以下「大学生等」という。)が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,500円)、日本産業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,800円(大学生等が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,000円) |
| 視聴覚設備 | データプロジェクター   | 1 時間当たり | 100円                                                                                                                                                                           |

2 適用期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第327号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第8条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 開館時間****(1) 県産品ショップ**

午前10時から午後6時まで

**(2) レストラン**

午前11時30分から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで

**2 休館日****(1) 県産品ショップ（別棟内店舗を除く。）**

イ 1月から2月までの期間における火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

ロ 1月1日（イに掲げる日を除く。）

**(2) 県産品ショップ（別棟内店舗に限る。）**

イ 毎月の第2水曜日及び第4水曜日並びに1月から2月までの期間における火曜日（これらの日が休日であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日）

ロ 1月1日（イに掲げる日を除く。）

**(3) レストラン**

イ 火曜日並びに毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日）

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

**3 適用期間**

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第328号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用料金**

駐車場 30分を超える時間30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとに500円を上限とする。

**2 適用期間**

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第329号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 基本測量を実施する地域**

県内全域

**2 基本測量を実施する期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**3 作業の種類**

基本測量（航空重力測量）

**山形県告示第330号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成30年4月1日から令和2年3月6日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字漆山及び大字青柳の各一部
- 5 認証年月日  
令和3年4月1日

**山形県告示第331号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
東根市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川2074番地の93
- 3 認可年月日  
令和3年3月31日

**山形県告示第332号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|----------|-------|-----------------|
| 理 事      | 菅 正 春 | 最上郡最上町大字若宮173番地 |

**山形県告示第333号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 中 嶋 寿 幸 | 最上郡最上町大字若宮118番地 |

**山形県告示第334号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市・東田川郡庄内町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）、鶴岡市・酒田市・庄内町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
庄内町（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに関係市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第335号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を米沢市役所の掲示場に掲示した。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤利男  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月18日付け県告示第837号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
斉藤龍真  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月18日付け県告示第837号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名

伊藤りつ

(3) 通知の要旨

令和2年12月18日付け県告示第837号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番11

(2) 森林所有者の氏名

斉藤友喜

(3) 通知の要旨

令和2年12月18日付け県告示第837号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番36

(2) 森林所有者の氏名

佐藤はつゑ

(3) 通知の要旨

令和2年12月18日付け県告示第837号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第336号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

令和3年4月9日

2 処分を受けた者

(1) 商号 株式会社丸友工業

(2) 主たる営業所の所在地 最上郡金山町大字有屋22番地

(3) 代表者の氏名 柴田 政武

(4) 許可番号 山形県知事許可（般-30）第400581号

3 処分の内容

建設業の営業の全部について、令和3年4月20日から同月22日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

株式会社丸友工業が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第32条第1項第1号の規定により罰金刑に処せられたこと並びに同社の社員が同法第25条第1項第14号の規定により懲役刑及び罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 山形県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和3年4月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 長井大江線

- 2 供用開始の区間 長井市本町二丁目1383番5から  
同 一丁目1406番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月9日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和3年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和3年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称  
特定非営利活動法人すぎのこハウス
- (2) 代表者の氏名  
沼澤 恵一
- (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市十日町1400番4号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適応できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。